

お薬手帳ってなに？

お薬手帳には・・・



- ◎医師の処方内容
- ◎病歴
- ◎薬や食物に対するアレルギーについて
- ◎薬を飲んだあとの体調の変化
- ◎よく飲んでいる健康食品などを記録します。

利用すると

こんなことに役立つ!!

副作用予防

飲み合わせチェック

健康記録

旅行に行く時

災害時

- ◎『副作用予防』・・・同じ薬で起きるアレルギー。2度目は初回より強くでる傾向があります。お薬手帳がないと同じ副作用を繰り返したりします。同じ副作用は、2度と繰り返したくないですね。
- ◎『飲み合わせチェック』・・・形は違っても、同じ効果の薬はかなり多いものです。薬によっては、薬の効き方を変えたりします。貼り薬・目薬・健康食品などでも相互作用はあるので、注意が必要です。
- ◎『健康記録』・・・病院等でもらった検査値などのデータ、飲酒量、喫煙数などと、それぞれにあわせた体調の変化も記録しておく自分の健康管理記録になります。
- ◎『旅行に行く時』・・・薬の名前は全国共通。旅行先に常用薬を持って行くのを忘れた時や、体調不良で救急受診した際、お薬手帳を見れば大丈夫です。
- ◎『災害時』・・・昨年の東日本大震災の時には、いつも飲んでいる薬が流されたり、紛失してしまい、苦労した人が多く、お薬手帳がない場合は病院に薬のデータがなかったりして、正しい薬の情報がわからなかったこともあったようです。お薬手帳は貴重品のよう大切に保管しておくといいですね。

お薬手帳はいわば、『お薬の日記帳』です。お薬で困ったことや相談したいことを記録しておきましょう。持っていない人は、病院スタッフや調剤薬局の薬剤師に気軽に相談してください。無料で作成できます。

国民健康保険智頭病院 薬剤科

このコーナーでは、病気のことはもちろん、生活習慣や医療制度など、身近な疑問・質問にお答えします。

Q.『院外処方せん』ってなんですか？

A. 病院内の薬局でもらうのではなく、院外の保険薬局（かかりつけ薬局）で薬をもらうための処方せんです。



Q. 処方せんは、いつまでに薬局へ持っていけばいいですか？

A. 院外処方せんの有効期限は、通常発行日を含めて4日間です。なお、仕事などの都合により、本人が行けない場合には、代理の人が処方せんを持参して薬をもらうこともできます。

お答えします！ 素朴な疑問・質問 Q&A・・・職員に直接または電話で、お気軽にどうぞ

問合せ先

国民健康保険智頭病院 総務課

☎ 75 - 3211

心に潜む差別意識・・・

その解放に向けて・・・

何かモノを販売する際、他社より良いモノ、他社より良いサービスを提供



奥田 均 教授

2月26日（日）午後1時から総合センターを会場に、第39回部落解放智頭町研究会が開催され約120人が参加しました。
近畿大学人権問題研究所の奥田均教授に「土地差別調査事件と私たちの課題」というテーマで、土地開発業者の土地売買に関する実情や、大阪府民意識調査の結果を基に講演をしていただきました。

土地差別調査事件と私たちの課題

しようにするのは当然のことですが、土地販売においてもそれは例外ではなく、販売しようとする土地の情報を他社よりきめ細やかに提供しようとする。しかし、そのサービス精神が仇となり、不必要な情報まで提供している現実があります。

例えば、土地の販売を行う業者が、土地や建物の宣伝を行うため広告を作成しますが、その時間や手間を省くため「広告代理店」に広告の作成を委託します。広告代理店も、広告を作成する際に必要な情報を集めるため「リサーチ業者」に販売したい土地や、建物周辺の調査をするよう委託します。この時、数ある業者の中から自社資料を使ってもらうために他社より良い資料を作成しようと、どの業者も情報収集を行います。

ここまでは良いのですが、ここで問題なのがその調査の内容です。

中には、「同和対策事業対象地域」「同和地区と校区が同じ」など被差別部落と特定できるような情報が盛り込まれています。それは、実は宅地や建物を購入する際、「ここは同和地区ですか？」などの質問をする入居者が多いからだそうです。リサーチ業者が作成した資料を、広告代理店は表紙だけ自社のものに差し替え、内容を変更せず土地販売業者に

人権の窓

提出します。このような流れで、土地販売業者に資料が送られていくことになります。一体なぜこのようなことを調べる必要があるのでしょうか？

一見、この3社だけに問題があるかのように見えますが、国民の意識の中に内在した差別意識がそうさせていることが伺い知れます。

このことから、どこかに特定するのではなく、社会全体を啓発していくことが必要だと再認識しました。

差別は断固として許さない強い姿勢を示し、差別を罰する「差別禁止法」の制定や人権侵害被害にあった人の救済を行う「人権侵害救済法」の制定が急務だと締めくくられました。

《来年度の本研究会は記念すべき40回を迎えます。引き続き多くの参加をお願いします。》

「知る↓気付く↓行動・実践」!!



問合せ先

役場総務課

人権同和政策室

萩原・岸本

☎ 75 - 4115